

令和4年度 豊浦町ちょっと暮らし移住体験事業の参加者募集について

1. はじめに

本町は移住をお考えの皆様にご一定期間豊浦町の暮らしを体験していただくため、生活備品を備えた移住体験住宅を設置しております。利便性の確認や「移住に興味があるが、まだ不安がある」「少しだけ豊浦町での暮らしを体験してから移住を考えてみたい」という方は、ぜひ参加を検討されてはいかがでしょうか？

豊浦町での暮らしを体験することで、豊浦町の魅力を知り、移住後の生活をイメージしていただければ幸いです。

2. 参加対象者

豊浦町以外に住所を有し、豊浦町への移住を希望、検討している方で次の参加条件を満たしている方を対象とします。

3. 参加条件

- ・ 移住体験の参加回数は年度を問わず各期1回限りで最大2回までとなります。(豊浦町での夏・冬の暮らしを体験していただくことを目的としており、里帰りや旅行の目的としては体験できません。)

【前期:4月～9月】 【後期:10月～3月】

例) 1回目に前期で参加された方は、2回目に参加される際は後期に参加していただくことになります。

- ・ 既に年度を問わず2回以上参加されている方で、参加希望日に空きがある場合は、令和4年度に限り、豊浦町への正式な移住意向を確認させていただいた上で、参加することができます。

- ・ 初めて移住体験をされる方は、次の移住体験プログラムに参加していただきます。

□移住体験ガイドツアー

…買い物場所や各種施設など豊浦町で生活する上で必要な情報・場所をご案内します。

□豊浦町の移住担当者と移住についての面談

…豊浦町に移住を検討するにあたり、生活する上での不安点などを移住担当者へお聞かせいただきながら、移住に大切な住まいや仕事についての説明を30分程度行います。

※2回以上の移住体験参加者も、上記移住体験プログラムに参加していただくことが可能です。

4. 参加申込について

○体験期間

前期 令和4年4月11日(月)～令和4年9月30日(金)(2泊3日～30泊31日)

後期 令和4年10月3日(月)～令和5年3月31日(金)(2泊3日～30泊31日)

※これまで通年での募集を行っていましたが、令和4年度からは前期と後期の2期に分け募集を行うこととなりました。

※土日、祝日の入居及び退去はできません。

※ゴールデンウィーク・お盆・年末年始は利用することができません。

○受付期間

前期体験期間
の受付

一次募集 《初めて参加される方》

令和4年2月7日(月)～令和4年2月18日(金)

二次募集 《初めて参加される方又は1回以上参加されたことのある方》

令和4年3月7日(月)～令和4年3月18日(金)

随時募集 《参加条件を満たしており、予約の入っていない期間に参加を希望される方》

令和4年3月28日(月)～

後期体験期間
の受付

一次募集 《初めて参加される方》

令和4年8月1日(月)～令和4年8月12日(金)

二次募集 《初めて参加される方又は1回以上参加されたことのある方》

令和4年8月29日(月)～令和4年9月9日(金)

随時募集 《参加条件を満たしており、予約の入っていない期間に参加を希望される方》

令和4年9月20日(火)～

※ 参加希望日が重複した場合は、参加回数が少ない方を優先に審査して決定します。

※ 参加予約の状況につきましては、町ホームページにて予約表を随時更新いたしますので、ご確認の上、お申してください。

○ 申込方法

お申込みについては、申込書「豊浦町ちょっと暮らし移住体験事業申込書(別記様式第1号)」に必要事項を記入の上、Email、FAX、郵送のいずれかでご提出ください。

※電話での仮受付は令和4年度から行いません。

※随時募集で申込される方については、参加期間初日の2週間前までに申込書を受付窓口まで提出ください

5. 参加負担金

- ・ 参加期間の初日に役場出納窓口において現金でお支払いいただきます。
- ・ 参加負担金は、別添の移住参加負担金一覧をご覧ください。

6. 受付窓口

- ・【郵送での送付先】
〒049-5416 北海道虻田郡豊浦町字船見町 10 番地
豊浦町役場 地方創生推進室 地方創生推進係
- ・【FAX での送信先】
0142-83-2129
- ・【Email での送信先】
sousei@town.hokkaido-toyoura.lg.jp

7. 申込から体験までの流れ

- ① 申込書を受取り、受付期間終了後2週間以内に使用決定通知書を送付します。
- ② 参加期間の初日は、身分証明書、印鑑、参加負担金及び移住体験事業参加決定通知書を持参して、豊浦町役場地方創生推進室にお越しいただきます。(9時～15時の間)
- ③ 移住体験事業についての説明を受けていただき、必要な手続きを行います。
- ④ 説明終了後に、移住体験プログラムを行います。
- ⑤ 移住体験プログラム終了後に、移住体験住宅へご案内します。
- ⑥ 参加期間の最終日に、住宅退去検査を行い、移住体験終了となります。(9時～15時の間)

8. 新型コロナウイルス感染症の対応等

- ・ 豊浦町又は参加希望者の居住地が「緊急事態宣言」「まん延防止重点措置」の対象地域となっている場合の参加はお断りしており、予約が成立した場合でも感染状況によっては、取消しさせていただきます場合があります。
- ・ 感染症の予防対策として、「新北海道スタイル」に取り組んでおり、皆様にもご協力をお願いしております。

9. その他

- ・ 布団は町内事業者より借りていただくことが可能です。
- ・ キャンセルされる場合は、速やかにご連絡ください。
- ・ 津軽海峡フェリーを利用される方は、割引証を発行しますのであらかじめお申出ください。(実施期間は令和4年9月30日まで)
- ・ ご不明な点は、地方創生推進室地方創生推進係までお問合せください。

【お問い合わせ先】

豊浦町 地方創生推進室 地方創生推進係

TEL:0142-83-1422(直通)

FAX:0142-83-2129

Email: sousei@town.hokkaido-toyoura.lg.jp